

## 金沢城公園情報発信計画検討会規約

### (目的)

第1条 金沢城公園への関心を多くの方々に末永く持ってもらうため、二の丸御殿の復元整備を核に、金沢城公園における効果的な情報発信について取りまとめる「金沢城公園情報発信計画」(以下「計画」という。)の策定にあたり、金沢城公園情報発信計画検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、二の丸御殿の建設工事中の情報発信や、復元建造物、展示休憩施設などの園内の各施設を活用した情報発信について、幅広い視点から意見を述べるものとする。

### (会議)

第3条 検討会の会議は、土木部長が招集する。

### (組織)

第4条 検討会は、金沢城公園の復元整備や観光誘客等に関連する各分野の有識者等を、議事の内容や技術的課題に応じて招集し、会議を行う。

第5条 検討会に会務を総務するため、座長を置き、会員の互選によってこれを定める。

### (事務局)

第6条 検討会の事務は、石川県土木部公園緑地課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、土木部長が定める。

### 附 則

この規約は、令和5年7月10日から施行する。